

廃棄物の分別の仕方について

通常回収できる廃棄物 (一般廃棄物)

分別する種類		分別方法
一般廃棄物	可燃物	生ゴミ類 紙くず類 チラシ・雑誌・ダンボール その他
	不燃物	ビン・缶類



資源にならない紙 (禁忌品)

- ・シュレッダーした紙・汚れた紙 (水、油、食品による汚れ)・防水加工紙 (紙コップ、ヨーグルト容器等)・写真、写真プリント用紙、感光紙
- ・感熱紙 (レシート、ファックス用紙等)・ビニールコート紙 (プラスチックフィルムやアルミ箔を張合わせた紙)・油紙、口ウ紙・合成紙
- ・金、銀が箔押しされた紙・圧着ハガキ・感熱発泡紙・捺染紙 (昇華転写紙、アイロンプリント等)・臭いのついた紙 (石けんの箱、線香の箱、洗剤容器)

紙以外の異物は古紙に混ぜないでください。

- ・ファイルの金具・布製品・ガラス製品・金属クリップ・ワッペン類・セロハン・プラスチック類・フィルム類・発泡スチロール・粘着テープ

紙類分別方法

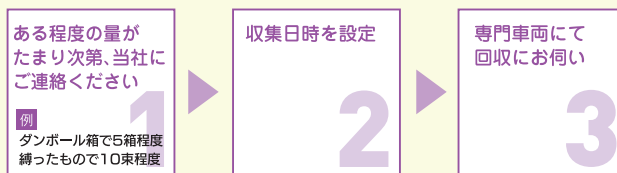
新聞、チラシ、雑誌、パンフレット、カタログ、コピー紙、名刺、封筒、包装紙、厚紙



- 紐で十字に縛る または ダンボール箱に入れる。
(みかん箱程度のもの)
- ダンボールは水に濡れないように保管してください。

回収方法

通常回収できない為、ある程度の量がたまり次第回収にお伺い致します。



回収のご連絡は、電話・FAX・メールのいずれかでご連絡ください。

連絡先 TEL. 0178-96-2795 FAX. 0178-96-2373
mail. info@kashiwazakiseisousya.net

事業系廃棄物 (産業廃棄物) ●以下の廃棄物は八戸市清掃工場にて処理できません。

- 燃え殻 (石炭がら、灰かす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物)
- 汚泥 (製造工程で出る泥状のもの、排水処理後に残る泥状のもの)
- 廃油 (廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類、タールピッチ類)
- 廃酸 (廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸【水素イオン濃度(pH)2を超えるもの】)
- 廃アルカリ (廃ソーダ液、金属せっけん液【pH12.5未満のもの】)
- 廃プラスチック類
- ゴムくず
- 金属くず
- ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず
(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートくず以外のもの)
- 銚さい (高炉等の残さい、ノロ、ポタ、廃鑄物砂、不良銚石)
- がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片以外のもの)
- ばいじん (工場の排ガスを処理して得られるばいじん)
- 紙くず (紙製造業、製本業などの特定の業種から排出されるもの)
- 木くず (木材製造業、建設業などの特定の業種から排出されるもの)
- 繊維くず (繊維工業から排出されるもの)
- 動植物性残さ (食料品、医薬品、香料の原料として使用した動植物に係る不要物)
- 動物系固形不要物 (と畜場及び食鳥処理場における家畜の解体等に伴って生じる不要物)
- 家畜ふん尿 (畜産農業に係るもの)
- 家畜の死体 (畜産農業に係るもの)